

【諮問第108号】

13川公審第43号
平成14年2月4日

川崎市長 阿部 孝夫 様

川崎市公文書公開審査会
会長 多賀谷 一 照

公文書閲覧等請求に対する拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成13年4月9日付け12川建管第926号をもって川崎市長から諮問のありました公文書
閲覧等請求に対する拒否処分に関する不服申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

本件不服申立人から公文書閲覧等請求のあった文書について、実施機関川崎市長が文書の不存在を理由として、不服申立人の閲覧等請求を拒否したのは妥当である。

2 不服申立ての趣旨及び経緯

(1) 平成13年3月6日、本件不服申立人(以下「不服申立人」という。)は、川崎市情報公開条例(昭和59年川崎市条例第3号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、実施機関川崎市長(以下「実施機関」という。)に対し、閲覧等の請求に係る公文書の内容を次のとおりとし、写しの交付請求(以下「本件請求」という。)を行った。

「平成12年12月26日付 12川建宮第730号において“境界調査について”にて示された結果に関する検討経過の内容が分かる文書

1 土地および路線図

昭和36年分譲時川崎市作成図 1葉

同上 個人への配布図 1葉

現地測量図(測量作成)拡大図 1葉

2 会話録音(反訳)一部

平成12年(2000年)3月31日実施分 4枚

平成12年(2000年)4月9日実施分 7枚

3 川崎市建築局管理部管理課が差出した物のコピー 2枚

以上の文書について検討の内容が分かる文書」

(2) 本件請求に対して、実施機関は平成13年3月14日付けで、閲覧等の請求を拒否する理由を「検討内容が分かる文書は存在していません。」として、請求対象公文書不存在による拒否処分(以下「本件処分」という。)を行った。

(3) 本件処分に対して、不服申立人が条例第14条第1項に基づき、平成13年3月27日付けで、本件処分の取消しを求め異議申立てを行ったのが、本件不服申立て(当審査会諮問第108号事件)である。

3 不服申立人の主張要旨

平成13年3月27日付け異議申立書、平成13年6月25日付け意見書及び平成13年9月11日実施の口頭による意見陳述によれば、不服申立人の主張の概要は以下のとおりである。

(1) 不服申立人は、公道(川崎市道)と私有地の区分けについて、分譲時に行われた区切りと異なっているとの原点に立脚し、各種の資料を添付して、境界調査について川崎市宮前土木事務所に申請したものであり、これを単に「検討内容が分かる文書は存在していません。」とのことで回答とするのは、行政管理上怠惰そのものである。

すなわち、添付した各種の資料は、川崎市が昭和36年に造成宅地開発を行い、道路などの各区分けをし、そして分譲を行った土地に関するものであり、すべての資料は川崎市そのものが発給したものである。

その後の川崎市内部の所管変更と、他の現居住者が境界杭を抜去した(これは刑事訴訟法第252条2項に該当する。)ことにより、明確な原状を確定し旧に戻すことが

できなくなり、また、川崎市がこれを追認したことにより、より以上の不具合と問題を起生したものである。

以上のことを正すべく、再々境界調査、修正を川崎市に請求し、この際に別添として、川崎市から発給された各種の資料及び当該杭等抜去した者（以下「抜去者」という。）の言質の録音に基づく反訳（本人も立会いのうえ、川崎市職員に事実関係を認めている。）を添付して、調査を依頼したわけである。

それにもかかわらず、川崎市が、すべての資料について「検討内容が分かる文書が存在していない。」とすることは、理由が立証できず、管理責任を回避するものである。

川崎市自らが発給した資料は、なぜ検討されないのか。境界調査の実態とこれに立脚した理由を、資料に基づき、なぜ明らかにできないのか。単なる文書公開は、形骸した市民に対するジェスチャーなのか。明確な回答を要求する。

(2) 基本的に、道路境界杭は公道（川崎市管理）と民有地との区切りを明示するものであり、川崎市が単純に道路の境界を決定できるものではない。

実施機関は、今般の拒否処分に係る理由説明の中でも、「民地との境界に道路境界標を埋石している。」としており、不服申立人は、この埋石された道路境界標を住民が抜去してしまった事実がある点を指摘し、市に再調査を申請したものであって、民有地相互間の再調査その他を行ったものではない。

不服申立人が川崎市に提出し、川崎市宮前土木事務所の担当者に手渡しもした資料や調査現場にて、当該担当者立会いのもとでの抜去者の言質で、問題としているのは焦点である旧埋石道路境界標の存在に対する検討であって、本件処分に係る実施機関の処分理由説明書は、この内容に対する説明となっていない。

今般の問題についての関連した資料は、川崎市が分譲に際し作成した資料に基づき、不服申立人が原点への訂正を再申請したものであり、個人が作成したものではない。

問題の原点は、埋石道路境界標が一個人により抜去された事実、それを旧に復するための努力であって、その事実を認容し続けることは、川崎市の道路管理として明確に解決せねばならない。

実施機関が、不服申立人の主旨と異なる論点を構築し、理由説明として屋上屋を重ねても回答とはならない。

(3) 論点は、「川崎市所轄である道路の区分を明確にして欲しい。」ということである。

実施機関は不服申立人が、現在、暫定的にこうであろうとしている区分に、これこれの疑問があり、その根拠たる資料はこれこれですよと提出し検討を願ったところ、検討の内容は開示できない、資料はないとの回答をした。

不服申立人が提出した資料の出所は、すべて川崎市が造成分譲を行った時点のものからである。ただし、その補完として不服申立人と抜去者との会話を基とした反訳を添付したものである。今般、川崎市からの当問題に関する資料はなく、開示できないとの回答は、問題点を真摯に検討努力されているはずの川崎市行政担当者の態度として理解できない。体質としての理論は、現在の考えられる基礎的資料を考察し、かつ、準拠せず、前任者の決めた路線を踏襲する、例としてはライ病患者の方々に対する国の処置の様に表れている、同様の者の姿勢と思わざるを得ない。

不服申立人の疑問は、なぜ基本的立場に立ち帰っての検討ができないのか、ということである。再道路査定決定に伴ない、検討されるべき資料を提出した者として、その決定に至る内容の公開を求めるものである。

4 実施機関の主張要旨

平成13年5月15日付け処分理由説明書及び平成13年11月13日実施の事情聴取によれば、実施機関の主張の概要は以下のとおりである。

- (1) 本件請求において記載の「平成12年12月26日付 12川建宮第730号」は、不服申立人が、川崎市道五所塚第26号線の宮前区五所塚2丁目に接する道路境界の杭間距離の修正を求めるために、根拠となる資料を川崎市宮前土木事務所へ提出し再調査の依頼をし、この再調査の依頼に対して、実施機関が回答した文書である。
- (2) 川崎市では、道路を管理するうえで必要なため、道路と民地との境界に道路境界標を埋石しており、それを図面化したものとして道路台帳平面図を作成している。平面図には、境界標の表示や杭間距離などが記載してある。

不服申立人は、川崎市が作成した平面図の杭間距離の修正を求めているが、この杭間距離は、川崎市が道路を管理するうえで記載している任意の距離であり、不服申立人の財産について、なんらの影響を及ぼすものではない。

さきに不服申立人が提出した資料は、道路台帳平面図に記載されている杭間距離となんら関係がなく、おのずから検討経過が記載された文書自体が存在しないものである。

(3) 異議申立ての理由等に関する意見

道路境界標は、道路（市道）と民有地の境界を表示したもので、民有地と民有地との境界を表示したのではなく、不服申立人が主張する測量図（丈量図）と道路台帳図とは、根本的に異なるものである。

当該道路は、昭和36年に当時の建築局（現まちづくり局）で築造し、昭和42年に建設局へ所管換えされたものである。建築局から建設局に当該道路が引き継がれた昭和42年に、現地に既にある境界標に基づき道路境界を確定し、道路台帳平面図を作成しているものである。

不服申立人と川崎市との境界調査に関する経過は、次のとおりである。

平成2年 土地境界査定（復元）を川崎市の側溝工事のため行うが、不服申立人から道路境界の杭間距離について異議が出され不調となる。

平成3年 不服申立人から道路境界の杭間距離について、苦情申立書が川崎市市民オンブズマンに出され、不服申立人あてに調査結果が通知される。

平成7年 土地境界査定（復元）を行い、不服申立人他関係地権者の承諾を得て、境界協議が成立する。このときは、不服申立人から異議が出されていた道路境界の杭間距離の変更は行っていない。

平成10年4月 不服申立人から、平成3年と同様の苦情申立書が川崎市市民オンブズマンに出され、不服申立人あてに調査結果が通知される。

平成12年4月 不服申立人から、昭和36年の分譲造成の図面に基づく、道路境界復元の陳情書が添付された土地境界査定申請書が提出されるが、既に過

去の川崎市市民オンブズマンの回答で示したものと同様であることから、川崎市宮前土木事務所から不服申立人あてに、調査終了の通知をする。

平成12年11月 不服申立人から、異議申立ての資料の提出と再調査の依頼を川崎市宮前土木事務所が受け、不服申立人あてに平成12年12月26日付け12川建宮第730号において調査の結果を通知する。

5 審査会の判断

本件請求は、平成12年12月26日付け12川建宮第730号（「境界調査について」）において、「調査の結果」の検討過程の内容が分かる文書の閲覧等を求めたものである。

ところで、川崎市は、平成2年に市の側溝工事のために土地境界査定（復元）を行おうとしたが、関係地権者である不服申立人から道路境界の杭間距離に関して異議が出たため、これを実施することができなかった。

この後、平成3年に不服申立人から川崎市市民オンブズマンに対して、道路境界の杭間距離に関して苦情申立てがなされ、同オンブズマンから不服申立人あて調査結果が通知されたのであるが、平成10年4月に全く同趣旨の苦情申立てがなされたため、再度不服申立人あて調査結果が通知されている。

なお、この間、平成7年に川崎市が土地境界査定（復元）を実施し、不服申立人を含む関係地権者の承諾を得て、土地境界協議が成立しており、官民境界は確定している。

このような経緯を経た後、平成12年4月に不服申立人から、昭和36年の分譲造成図面に基づく道路境界復元の陳情書が添付された土地境界査定申請書が、川崎市宮前土木事務所に提出された。しかし、川崎市宮前土木事務所は、この請求の実質は、前記川崎市市民オンブズマンに対してなされた苦情申立てと同一のものであると判断したため、同年10月に調査終了として取扱う旨の通知を不服申立人あて出している（12川建宮第574号）。

ところが、更に同年11月に、不服申立人から異議申立ての資料を添えた再調査の依頼が、川崎市宮前土木事務所に対してなされたものである。

これに対して、川崎市宮前土木事務所は、この不服申立人の依頼は従前のものと同様の趣旨を繰り返しているものであるに過ぎず、したがって、改めて検討するまでの必要はないと判断したために、道路境界標の性格を説示するとともに、前記12川建宮第574号に準じて、道路境界標及び道路台帳平面図が一致しているから不備はないと回答したものであることは、実施機関の処分理由説明書及び平成13年11月13日の実施機関事情聴取により明らかである。

したがって、不服申立人がその存在を前提として文書の公開を請求している「調査の結果」の検討は、改めてするまでの必要はないとの判断をした以上、如何なる意味においても、実施機関において文書が作成される余地はないから、実施機関が、文書不存在を理由として不服申立人の閲覧等請求を拒否したのは妥当である。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市公文書公開審査会（五十音順）

委員 小林 美智子

委員 高岡 香

委員 多賀谷 一照

委員 福江 裕幸

委員 安富 潔